

ののいち環境きくばり住宅取得助成金交付要綱

令和6年3月22日野々市市告示第35号

改正 令和8年3月19日野々市市告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策と防災・減災対策を推進するため、環境に配慮した住宅を取得した世帯に助成金を交付することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町第1号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て世帯等 第6条の申請時において次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 子（第6条の申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満である者に限る。）を有する世帯

イ 夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）であって、第6条の申請日の属する年度の4月1日時点において夫婦のいずれかが39歳以下である世帯

(2) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。

(3) ののいち環境きくばり住宅 ののいち環境きくばり住宅適合証交付要綱（令和6年野々市市告示第 号）第7条の規定に基づくののいち環境きくばり住宅適合証（以下「適合証」という。）の交付を受けた住宅をいう。

(助成対象住宅)

第3条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ののいち環境きくばり住宅であること。

(2) 検査済証の交付から1年以内に売買契約が成立したもの（建売住宅の場合に限る。）。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 自らが居住するため助成対象住宅を新築し、又は購入した者

(2) 助成金の申請日時点において住民登録している住所が、助成対象住宅

の所在地と同一である者

(3) 過去にこの要綱による助成金の交付を受けていない者

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象住宅1戸あたり40万円とする。ただし、子育て世帯等にあつては50万円とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、ののいち環境きくばり住宅取得助成金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 適合証の写し

(2) 助成対象住宅の工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し

(3) 建売住宅を購入した場合にあつては、住宅未使用証明書(別記様式第2号)及び当該住宅の引渡し日が確認できる書類

(4) 助成対象住宅の登記事項証明書

(5) 世帯全員の住民票の写し

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査の上、交付の可否を決定し、ののいち環境きくばり住宅取得助成金交付決定通知書(別記様式第3号)又はののいち環境きくばり住宅取得助成金不交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(維持管理)

第8条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた住宅について、適切に維持管理を行うものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付を受けた住宅の維持管理状況の報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年3月19日告示第21号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。